

○江北町空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成24年9月24日規則第11号

改正

令和3年3月17日規則第1号

江北町空き家等の適切な管理に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、江北町空き家等の適切な管理に関する条例（以下「条例」という。）及び空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「空き家等」、「特定空き家等」、「所有者等」、「町民等」とは、条例第2条に定めるところによる。

(情報提供)

第3条 条例第5条の規定による情報提供は、特定空き家等に関する情報提供書（様式第1号）を町長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(立入調査)

第4条 法第9条第2項に規定する立入調査を実施する際は、その5日前までに所有者等に対して立入調査実施通知書（様式第2号）を交付し、立入調査の根拠のほか、立入調査をしようとするに至った理由等について十分説明するよう努めるものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証票は、立入調査員証（様式第3号）とする。

(助言又は指導)

第5条 法第14条第1項の規定による助言又は指導は、様式第4号により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第14条第2項の規定による勧告は、様式第5号により行うものとする。

(助成)

第7条 町長は、条例第6条の規定に基づき、助言若しくは指導又は勧告に従って措置を講じる者に補助金を交付することができる。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 補助金の交付を申請しようとする者が営利を目的とする事業を営む者であつて、当該措置が当該営利を目的とする事業の用に供し、若しくは供していた空き家等に係るものである場合、又は当該措置を講ずることにより空き家等が当該営利を目的とする事業の用に供することができるようになると認められる場合

2 前項の補助金の額は、次に掲げる措置に要する費用の2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

(1) 建物等除去

(2) 廃材等運搬及び処理

(3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める措置

3 所有者等の同意を得て、地元の団体等において、補助金の交付を申請する場合は、第1項のただし書は適用しないものとする。この場合、除去後の跡地利用が地域活性化のために計画的に利用される見込みがあるものとする。

(命令)

第8条 法第14条第3項の規定による命令は、様式第6号により行うものとする。

2 法第14条第4項の規定による命令に係る事前通知は、様式第7号により行うものとする。

(公表)

第9条 条例第8条第1項の規定による公表をするときは、当該特定空家等の敷地に同項各号に掲げる事項を記載した看板等を設置することにより行うほか次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 江北町公告式条例（昭和25年8月29日条例第29号）に定める掲示場所への掲示
- (2) 町のホームページ及び広報誌への掲載
- (3) その他町長が必要と認める方法

(公表に対する意見)

第10条 条例第8条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、特定空家等に関する意見陳述機会の付与通知書（様式第8号）により行わなければならない。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、通知を受けた日から起算して14日以内に特定空家等に関する公表に対する意見書（様式第9号）により意見を述べなければならない。

(代執行)

第11条 法第14条第9項の規定による代執行は、あらかじめ様式第10号により戒告し、当該戒告によってもなお指定の期限までに義務を履行しない者に対し、様式第11号により通知して行うものとする。

2 前項の代執行の責任者であることを示す証票は、様式第12号によるものとする。

(標識)

第12条 法第14条第12項の規定による標識は、様式第13号によるものとする。

(緊急安全措置)

第13条 町長は、条例第9条の規定による緊急安全措置を講じたときは、当該空家等の所有者等に対し、空家等の適切な管理に関する緊急安全措置実施通知書（様式第14号）により通知するものとする。ただし、所有者等を確知することができないとき、又は所有者等の所在が判明しないときはその旨を告示するものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月17日規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

江北町長　　様

申込者　住 所

氏 名

連絡先

特定空家等に関する情報提供書

次のとおり、特定空家等に関する情報を提供します。

1	特定空家等の所在地	
2	特定空家等の状態	

- できるだけ詳しく状態を記入してください。また、特定空家等の位置が分かる地図、略図等を添付するか、特定空家等の状況と合わせて上欄に記入してください。

様式第2号（第4条関係）

第
年 月 日
号

様

江北町長

立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、特定空家等の立入調査を実施しますので、同条第3項の規定により通知します。

1 立入調査の対象となる特定空家等

2 立入調査の日時 年 月 日 () : ~

3 立入調査の趣旨及び内容

※本立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第3号（第4条関係）

(表面)

所 属	職 名	氏 名	生年月日	年 月 日	第 号
					立入調査員証
					刻印 (写真)
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。					
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）					
江北町長					

(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第9条（略）

2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係書の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第4号（第5条関係）

第
年
月
日
号

様

江北町長

助言・指導書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定に基づき助言・指導します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 助言・指導に係る措置の内容

3. 助言・指導に至った事由

4. 助言・指導の責任者

- ・この助言・指導により、除却工事を実施される場合、助成措置があります。
(解体費用等の1／2 上限50万円)

- ・当該特定空家等が、倒壊等により人の生命、身体又は財産に対する著しい危険が現に切迫していると認められるときは、江北町空家等の適切な管理に関する条例第9条第1項の規定により、町において、当該危険を回避するために必要な最小限度の措置を講じます。なお、措置を講じた場合は、同条第2項の規定により、当該措置に要した費用を徴収します。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

江北町長

勧告書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、貴殿に対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限

- ・上記5の期限までに上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2の措置をとらなかつた場合は、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記1の特定空家等に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第6号（第8条関係）

第
年
月
日
号

様

江北町長

命 令 書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、

年 月 日付け 第 号により、法第14条第3項の規定に基づき命ずる旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命じます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内に江北町長に対し審査請求することができます（ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、江北町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内であつても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行つた後においては、その審査請求に対する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第7号（第8条関係）

第
年 月 日
号

様

江北町長

命令に係る事前の通知書

貴殿の所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、

年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることとなりますので通知します。

なお、貴殿は、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、江北町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名

2. 命じようとする措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先

5. 意見書の提出期限

- ・上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告すること。

様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

江北町長

特定空家等に関する意見陳述機会の付与通知書

江北町空家等の適切な管理に関する条例第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる機会の付与を行いますので、意見がある場合は、特定空家等に関する公表に対する意見書（様式第9号）に意見を記載して提出ください。

件名	
予定される公表の内容	
公表の根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
公表に対する意見書の提出先 及び提出期限	提出先 提出期限

様式第9号（第10条関係）

年　月　日

江北町長　　様

住 所

氏 名

連絡先

特定空家等に関する公表に対する意見書

江北町空家等の適切な管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

件名	
当該意見に係る公表の原因の事実についての意見	
その他当該事案内容についての意見	
証拠書類等提出の有無	有　・　無

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 証拠種類等を提出する場合は、添付すること。

様式第10号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江北町長

戒　告　書

貴殿に対し 年　月　日付け 第　号により貴殿の所有する下記特定空家等について下記措置を行うよう命じました。この命令を 年　月　日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記特定空家等について下記措置を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用　途
- (3) 構　造
- (4) 規　模
- (5) 所有者の住所及び氏名

2. 措置の内容

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に江北町長に対し審査請求することができます（ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江北町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第11号（第11条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

江北町長

代 執 行 令 書

年　月　日付け　第　号により貴殿の所有する下記特定空家等について下記措置を　年　月　日までに行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づき貴殿から徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1. 年　月　日付け　第　号により戒告した措置の内容
2. 代執行の対象となる特定空家等
3. 代執行の時期
4. 執行責任者
5. 代執行に要する費用の概算見積額

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に江北町長に対し審査請求することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- ・また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、江北町長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起すること

ができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第12号（第11条関係）

（表面）

執行責任者証

第 号

課長

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

江北町長

記

1. 代執行をなすべき事項

代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の
の建築物の除去

2. 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日までの間

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）
第14条（以上略）

9 市町村長は、第3条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～15（略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）
第4条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日
付け 第 号により命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限

様式第14号（第13条関係）

第
年
月
日
号

様

江北町長

空家等の適切な管理に関する緊急安全措置実施通知書

貴殿が所有、又は管理する下記の空家等について、江北町空家等の適切な管理に関する条例第9条第1項の規定に基づき、次のとおり緊急安全措置を講じましたので、江北町空家等の適切な管理に関する条例施行規則第13条の規定により通知します。

なお、当該措置に係る費用については、江北町空家等の適切な管理に関する条例第9条第2項により所有者等の負担となっています。

記

1 空家等の所在地及び用途			
2 緊急安全措置の実施概要			
3 緊急安全措置の実施日	年	月	日（　）
4 緊急安全措置を講じた事由			
5 緊急安全措置の費用	円		
6 費用負担	<ul style="list-style-type: none">・当該措置に係る費用を別紙納付書により速やかに納付してください。・当該措置に係る費用は発生していませんので、不要です。		
7 担当課及び連絡先	担当課	連絡先	